

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第89号

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、鳥取県が設立する地方独立行政法人（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可等)

第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、所管部局長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された部局等の長のうち当該法人を所管する部局等の長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書に変更後の中期計画を添付して、所管部局長に提出しなければならない。

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (3) 人事に関する計画
- (4) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第5条 法第27条第1項の年度計画には、中期計画に定めた事項のうち当該事業年度に実施すべき事項を記載するものとする。

2 法人は、年度計画を変更したときは、変更の内容及びその理由を記載した届出書に変更後の年度計画を添付して、遅滞なく所管課長（鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された課の長のうち当該法人を所管する課の長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(各事業年度の業務の実績の報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定により所管部局に設置

された地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に、委員会に提出しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書の記載事項）

第7条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書には、中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標の期間における業務の実績の報告）

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績（次項において「中期業務実績」という。）について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

2 法人は、中期目標の期間の中途の時点において所管部局長から法第88条第1項の規定による報告を求められたときは、当該時点における中期業務実績を明らかにした報告書を提出しなければならない。

（会計処理）

第9条 所管部局長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産がその減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないもの（以下「減価対応収益のない資産」という。）であると認められる場合には、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第1条第3項の規定により総務大臣が公示する地方独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）に基づき、当該償却資産を取得するまでの間に限り、当該償却資産を減価対応収益のない資産として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた資産の減価償却については、会計基準に基づき、減価償却費を計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

3 法人の設立の際に法第6条第3項の規定により法人に出資された財産のうち償却資産については、第1項の指定を受けたものとみなして前項の規定を適用する。

（財務諸表）

第10条 法人は、法第34条第1項の承認を受けようとするときは、同項の財務諸表を所管部局長に提出しなければならない。

2 法第34条第1項の規則で定める書類は、会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

3 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

（中期計画に定める使途に充てられる剰余金の額の承認の手続）

第11条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に所管部局長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、法第34条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて所管部局長に提出しなければならない。

（1）承認を受けようとする金額

（2）前号の金額を充てようとする剰余金の使途

（積立金の処分に係る承認の手続）

第12条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に所管部局長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第34条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて所管部局長に提出しなければならない。

（1）承認を受けようとする金額

（2）前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

（3）法第40条第6項の規定により納付しようとする残余の金額

（納付金の納付の手続）

第13条 所管課長は、所管部局長が法第40条第4項の規定による承認をしたときは、速やかに法第40条第6項の規定による納付金の額及び納付の期限を法人に通知するものとする。

（短期借入金の認可の申請）

第14条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を所管部局長に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入れの時期及び期間
- (4) 借入先
- (5) 借入金の利率
- (6) 借入金の償還の方法及び期限
- (7) 利息の支払の方法及び期限
- (8) その他所管部局長が必要と認める事項
(重要な財産の処分等の認可の申請)

第15条 法人は、法第44条第1項の規定により条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価格）
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 処分等により法人の業務運営上支障がない旨及びその理由
(常勤職員数の報告)

第16条 法人のうち法第2条第2項の特定地方独立行政法人に係る法第54条第1項の規定による報告は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第7条の規定により、1月1日現在における常勤職員の数を記載した報告書を、同月30日までに所管課長に提出して行うものとする。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総務部長（鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例第1条の規定により設置された総務部の長をいう。）が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)
- 2 鳥取県事務処理権限規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この項において「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後										改正前											
別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第1条関係） 共通事務に係る事務処理権限										別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第1条関係） 共通事務に係る事務処理権限											
事 項		事務処理権限の区分								事 項		事務処理権限の区分									
種 類	内 容	知事	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者				知事	内 容	知事	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者			
			部長	課長	総括 補佐	地方機 関の長	副知事	部長	局長	課長				総括 補佐	地方機 関の長	副知事	部長	局長	課長	総括 補佐	地方機 関の長

			部長	課長	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長
略								
行政 経営 推進 課	一～三 略							
	四 県の設立する地方独立行政法人に係る事務のうちに掲げるもの	1	鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに事務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第29号）第7条の規定による同規則の施行に関し必要な事項の決定				○	
略								

			部長	課長	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長
略								
行政 経営 推進 課	一～三 略							
略								